

新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）

議事概要

1 日時

令和3年9月9日（木）17時01分～17時25分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針分科会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 藤井 比早之

内閣府副大臣 赤澤 亮正

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 伊藤 渉

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 江島 潔

環境副大臣 笹川 博義

警察庁長官 松本 光弘

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 滝崎 成樹

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

※ 内閣総理大臣、内閣官房長官、西村内閣府特命担当大臣、田村厚生労働大臣、尾身基本的対処方針分科会会長以外はオンライン参加

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況については、昨日開催された厚労省のアドバイザリーボードにおいて、専門家からは、全国の新規感染者数は、ほぼ全ての地域で減少が続いているが、いまだに多くの地域でこれまでにない規模の感染者数の発生が継続している。重症者数は高止まりで、死亡者数も増加傾向が続いている。地域の動向を見ると、東京では、新規感染者数は減少が続いているが、依然として高い水準。救急医療の受け入れなど一般医療の制限も継続している。沖縄では、新規感染者数は全国で最も高い水準だが減少が継続。重症病床使用率は9割前後を継続し、厳しい状況が続いている。大阪、愛知では、新規感染者数は減少が続いているが、依然として非常に高い水準。宮城では、新規感染者数は減少が続いている。また、岡山でも新規感染者数は減少の動きが見られ、病床使用率が5割を切る水準、といった評価を頂いています。

そうした中で、今後の見通しと必要な対策として、専門家からは、ワクチン接種率が更に高まることも期待される一方、9月の連休や大学などの学校再開などもあり、感染状況を注視していくことが必要。今後も、着実な感染の抑制につながるよう、家庭、職場、学校などにおける感染対策に加え、国と自治体が必要な取組を継続することが必要。地域の状況に応じ、対策の緩和を検討する際には、早期のリバウンドを避けるために、段階的な対応が必要。今後も冬に向けて更に厳しい感染状況が生ずるという前提で、臨時の医療施設などの整備を含め、早急に対策を進める必要がある、との御指摘を頂きました。

医療提供体制については、新型コロナ患者を実際に受け入れることができる病床を最大限確保するため、各都道府県に御努力を重ねていただいています。7月以降、全国で約3,600床の病床を新たに確保いただきました。

また、都道府県に対して、各地域の実情に応じ、いわゆる「入院待機ステーション」「酸素ステーション」等の入院待機施設の整備や「臨時の医療施設」の整備などをお願いしております。

9月6日時点で、入院待機施設は、16都道府県40施設、臨時の医療施設は、18都道府県28施設を設置いただいているところです。

諸外国と比較しても、我が国は高い入院率となっており、亡くなられる方も相対的に低く抑えられております。

医療関係者の皆様には、大変な御尽力を頂いているところではありますが、引き続き、厚生労働省として、都道府県等と連携し、地域の医療資源を最大限活用するとの考え方に立って、医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいります。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、緊急事態措置等の区域の変更と期間の延長の公示案及び基本的対処方針の変更案について諮問を受けて議論し、了承いたしました。

現在、全国で感染者数が減少傾向にあります。これは、ワクチンの効果や国民の

協力などによるものであるとの意見がありました。

医療のひっ迫を抑えていくためにも、政府には、特に3点をお願いしたいと思えます。1点目は、追加接種の検討やハイリスク集団への接種を含め、ワクチン接種を促進すること、2点目は、中等症や重症者が増えないように、少しでも具合が悪い人へ抗原検査を行い、抗体カクテル療法等の治療に早期に結びつけること、3点目は、緊急事態宣言解除を見据えて、ワクチン・検査パッケージの活用を含め、今後のロードマップについて国民的議論を開始することです。

そのうえで、国や自治体には、感染者数が減少する一方、感染性の強いデルタ株が広がる中で、国民に対しては、引き続き、注意深い行動をお願いしていただければ幸いです。

【西村国務大臣】

資料2及び資料3を御覧ください。

今ほど尾身会長から御紹介いただきましたとおり、本日の基本的対処方針分科会におきまして、緊急事態措置の対象から宮城県及び岡山県を除外するとともに、まん延防止等重点措置の対象に追加し、まん延防止等重点措置の対象から、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の計6県を除外し、19都道府県の緊急事態措置、8県のまん延防止等重点措置の期間を、9月30日まで延長する案をお諮りし、御了承いただきました。

これらの地域におきましては、混雑した場所をはじめ外出の半減に向けた呼びかけを行い、それに加え、大規模商業施設での入場整理を徹底するなどを講じていただきます。テレワークへの積極的な取組も引き続きお願いしたいと考えております。

また、飲食店に対する対策については、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象である地域において、20時までの時短要請や酒類・カラオケ設備の提供停止などに取り組んでいただきます。

この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更と、まん延防止等重点措置に関する公示を行っていただくこととなります。

また、併せて、基本的対処方針の変更につきましても、この本部で決定したいと考えております。資料4-1に沿って、主な変更点を御説明させていただきます。

23 ページ上、ステージの考え方そのものを現時点で変更するものではありませんが、新規陽性者数の動向はもとより考慮するとしても、医療ひっ迫の状況を今まで以上に重視して判断すべきとの考え方が9月8日の分科会提言において示されており、本日の解除・延長の判断においても、この考え方を取り入れております。

29 ページ、先日の分科会において示された考え方を受けまして、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しにつきまして、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体的に進めることを記載しております。

後ほど、資料5の説明で詳しくお話し申し上げます。

44 ページ、第三者認証制度の普及状況などに鑑み、まん延防止等重点措置区域において、感染状況が下降傾向にある場合には、知事の判断により、認証店に限り酒類

の提供等を可能とすることを記載しております。

56 ページ、水際対策につきまして、国内外でワクチンの接種が進む中において、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講じるなど、経済界からの要望も踏まえ、水際措置の段階的な見直しに取り組むこととしております。

63 ページ、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、都道府県と連携しながら医療提供体制の点検・強化を行い、医療提供体制の確保に万全を期すことを明記しております。

続いて、資料5「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方(案)」を御覧ください。

先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から提案として示されました「ワクチン・検査パッケージ」を受けて、政府として、コロナ禍からの回復を目指す日常生活の姿について、基本的な考え方をとりまとめました。

今後、デルタ株による感染拡大に引き続き最大限の警戒が必要であります。ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の定着を含めた標準的治療の普及により、重症化する患者数が抑制され、病床がひっ迫する状況が生じにくくなっていくものと考えられます。

感染拡大が生じて医療のひっ迫を回避することが可能となれば、様々な行動制限を緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた取組みを両立することは可能と考えております。

制限緩和につきましては、飲食については、ワクチン・検査パッケージや第三者認証の活用度合いに応じ、営業時間、酒類提供、会食等の制限について緩和、イベントについては、安全計画を策定し、ワクチン・検査パッケージを活用しつつ、人数制限等を緩和、人の移動については、旅行を始めとした県をまたぐ移動について、原則、ワクチン・検査を受けた者は、国として自粛要請の対象に含めない、学校については、ワクチン・検査パッケージの活用により、大学等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動も原則可能にという基本的な方向を踏まえ、今後、自治体や事業者との方々との議論を含め、国民的な議論を踏まえて具体化を進めてまいります。

当面の経過措置としては、希望者にワクチンが行き渡り、日常生活の回復を円滑に進めるため、ワクチン・検査パッケージを含め、必要な技術実証に取り組むほか、一定の要件を満たした事業者について、部分的な緩和を行うとともに、制限緩和と並行して、感染拡大を防止するため、感染者の早期探知に資する抗原検査キット等による検査の普及、若年層を中心としたワクチン接種率の向上に取り組んでまいります。

他方、新たな変異株の出現などにより、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合には、機動的に必要な行動制限を国民に求めていくこととしております。

感染状況はまだ高い水準にあり、まずは、各地域の医療提供体制を強化するとともに、今の感染の減少傾向を継続して確実なものとしていく必要があります。引き続き国民の皆様の御協力を頂きながら、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、感染

を低い水準に抑え、医療や保健所の負荷を下げたいという、全力を挙げていきたいと考えております。

【内閣官房長官】

資料6「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について(案)」について、説明させていただきます。

1 ページ目の一つ目の○であります。ワクチン接種証明書は、現在、海外渡航に必要な場合に限って発行されていますが、今後、年内を目途にデジタル化することとしております。取得が容易になることで、国内で活用できる環境が整うこととなります。

続いて二つ目の○であります。今後、ワクチン接種率の向上や感染防止対策の推進と併せ、社会経済活動の正常化に向けた取組として、予防接種済証やワクチン接種証明書を国内で積極的に活用することが考えられます。この文書はこれを踏まえ、国内で接種事実の証明を求めることについての基本的な考え方を整理したものであります。

接種証明の活用にあたっての留意点について、3 ページ目の一つ目の○を御覧いただきたいと思っております。

まず、民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であります。このため、接種証明の活用が幅広く認められると考えられること、その点を明確にしております。

そのうえで、社会通念等に反する場合や不当な差別的取扱いに当たる可能性が高い場合の例示を示させていただきます。

続いて二つ目の○であります。ワクチンには、接種後の感染を予防する効果も一定程度示されていることを踏まえ、店舗への入店や会場への入場に当たって接種証明の提示を求めることも可能と考えられることを記載しております。

当該店舗や会場の感染リスクなどを踏まえ、利用客の理解を得られながら進めていくことが重要であります。

さらに三つ目の○であります。病気などの理由でワクチン接種を受けられない方がいることから、接種証明を利用する場合の代替手段として、PCR 検査等の結果の証明書等を活用することが重要であります。

最後に、4 ページ目の最後の○であります。何が不当な差別的取扱いに該当するかはあらかじめ明確な線引きをすることは困難な面があることから、各業界においてこの基本的考え方を踏まえ、業界の実情に応じたガイドラインを策定することも考えられる旨を記載しております。

【内閣官房長官】

それでは、「基本的対処方針の変更」、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」及び「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方」について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

お手元の資料 7-1 を御覧ください。

1 ページ目①「事業主への迅速かつ円滑な支援」を御覧ください。時短要請等に応じていただいた飲食店に対する協力金について運用の変更を行います。

続いて、2 ページ目②「企業の資金繰り支援等」を御覧ください。厳しい影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、官民の金融機関に対して、明日 10 日にも要請を行うこととしております。これについては後ほど赤澤副大臣から御説明いただきます。

その下の、③「雇用支援・職業訓練の強化」を御覧ください。小学校等の臨時休業等の影響を受ける保護者の皆様に対する支援として、昨年度に実施しておりました、小学校休業等対応助成金・支援金制度を再開することとしております。これについては後ほど田村大臣から御説明いただきます。

また、求職者支援制度の収入要件等の特例措置につきましては、令和 4 年 3 月末まで継続することとしております。

3 ページ④「生活困窮者等への支援」を御覧ください。住居確保給付金につきまして、一旦支給が終了した方への再支給の申請受付を 11 月末まで延長することとしております。

引き続き、政府一体となって、重点的・効果的な支援策の可能な限り迅速な実行により、事業と雇用、生活を支えてまいります。

【厚生労働大臣】

資料 7-2 を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため、昨年度実施していた小学校休業等対応助成金・支援金制度を再開し、令和 3 年 8 月から 12 月までに取得した休暇を対象とする予定です。

これに併せて、この助成金に関する特別相談窓口を今後全国の都道府県労働局に設置し、労働者からの御相談内容に応じて、事業主に対して助成金の活用の働きかけも行う予定です。

また、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も行う予定です。

速やかに運用を開始できるよう、準備を進めてまいります。

【赤澤内閣府副大臣】

お手元の資料 7-3 を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、事業者の実情に応じた資金繰り

支援等を徹底するため、明日9月10日（金）、官民金融機関に対して、関係省庁より要請を行います。

具体的には、改めて、事業者の業況を積極的に把握し、ニーズに応じたきめ細かな支援を徹底すること、追加融資について、事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、丁寧かつ親身に対応すること、条件変更について、返済期間・据置期間を長期延長するなど、最大限柔軟な対応を継続すること、メイン・非メイン先の別などにかかわらず能動的に本業支援に取り組むことといった内容を、官民金融機関に周知徹底し、事業者の支援に万全を期してまいります。

【内閣総理大臣】

全国各地で、新規感染者数はようやく減少傾向となっておりますが、重症者数は、依然高い水準が続いております。こうした状況の中、緊急事態宣言については、宮城県、岡山県について、9月12日をもって、解除すること、それ以外の19都道府県については、9月30日まで延長すること、まん延防止等重点措置については、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県について、9月12日をもって終了し、それ以外の6県については、宮城県、岡山県を追加した上で、期間を9月30日まで延長することを、それぞれ決定いたしました。対象地域においては、引き続き、飲食店の時間短縮、テレワークなどの感染対策を実施してまいります。

この危機を乗り越え、安心とにぎわいのある日常への道筋を付けるため、まずは、医療体制をしっかりと確保し、治療薬とワクチンで重症化を防いでまいります。病床、ホテルに加え、全国で、酸素ステーションや臨時の医療施設などを増設していきます。自宅で療養する方々には、身近な開業医が、健康観察や入院などの判断を行い、必要な医療が受けられるよう体制を構築してまいります。新たな中和抗体薬は、既に2万人以上に使用され、目覚ましい効果を上げております。重症者を更に減らすため、全ての必要な患者に投与できる体制を作ってまいります。ワクチンについては、欧米諸国と比べても早いペースで接種が進んでおります。デルタ株による感染拡大の中でも、重症者や死亡者数は極めて少なくなっています。

今後、10月から11月の早い時期には、希望者全員のワクチン接種が完了いたします。それに向けて、ワクチンの接種証明や、検査の陰性証明を活用し、制限を緩和していきます。認証制度を使って、飲食、イベント、旅行などの社会経済活動の正常化の道筋を付けてまいります。

各大臣におかれては、国民の命と暮らしを守っていくため、引き続き、総力を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上